

平成30年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 平成30年5月16日

自治体名 (福祉事務所名)	狛江市 (狛江市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成29年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			72.2%	80.0%	74.0%	6.0%
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関しての集計) ・患者の意向 68% ・保険薬局の備蓄 25% ・後発医薬品なし 5% ・その他 2% 2. 関係機関への説明の状況 ○市内全ての薬局に資料を渡し説明済み。(新規開設した薬局を除く。)			<対応方針>			
			服薬指導の実施 ○独自のリーフレットを利用し、訪問調査時等にケースワーカーが被保護者に必要性を説明する。 ○ケースワーカーが説明する際、後発医薬品の使用促進は生活保護受給者だけではなく、国全体の取組であることを伝える。			
			関係機関への説明 ○対応済み。			
			薬局における備蓄について ○特段なし(備蓄については、医療全体の取組として行っているため)			
<使用促進が進んでいない原因> ○被保護者の同意が得られない。			その他 ○後発医薬品を希望しない被保護者リストをケースワーカーごとに作成し、配布する。 ○保護開始時に配布する「保護のしおり」に後発医薬品の使用を促す旨を記載し、ケースワーカーが説明する。 ○福祉事務所の相談窓口及び待合スペースに、後発医薬品使用に関するリーフレットを並べる。			
			<備考>			

※ 平成30年央までに80%達成を目指す。